

技 第 9 6 0 号
令和 7 年 2 月 2 5 日

各 市 町 村 長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

このことについて、令和 7 年 2 月 1 8 日付け技第 9 4 6 号「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価および設計業務委託等技術者単価について（通知）」による「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、県土整備部が発注・契約する工事等においては、下記のとおり特例措置を運用することとしましたので通知します。

また、各建設業関係団体あてに、別途通知していることを申し添えます。

記

1 令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

（1）対象

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの。

詳細は別添 1 による。

2 令和 7 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

（1）対象

契約書にインフレスライド条項が規定された工事において、残工期が 2 ヶ月以上ある工事。工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）、インフレスライド条項の請求が可能。

詳細は「建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド）の運用に関する手引き 令和 5 年 3 月版」による。

（担 当）

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503

「旧労務単価」、「旧技術者単価」にて入札・契約手続きを実施した場合の取り扱い（特例措置）について

1 措置の内容

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の決定に伴い、以下の「2 対象」に定める「工事及び業務」（以下「工事等」という。）の受注者は、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」に基づく契約を「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができる。（以下「特例措置」という。）

2 対象

国土交通省所管及び県単独の工事等で、令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事等のうち、「旧労務単価」又は「旧技術者単価」を適用して予定価格を積算しているもの。

3 取扱い

各発注機関は、落札者決定通知後の工事等にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、また、契約締結後の工事等にあつては、受注者に対して、速やかに別添打合せ簿のとおり本特例措置に基づいた対応が可能となる場合があることを説明すること。

また、入札前の工事等にあつては、適正な価格で契約を行うことを考慮し、入札参加者に対して契約締結後、本特例措置に基づいた対応が可能となる場合があることを説明すること。

なお説明する際は、**別添 2**の資料を配布すること。

4 請負代金額及び業務委託料の変更

変更後の請負代金額及び業務委託料については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額及び業務委託料＝ $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：「新労務単価」、「新技術者単価」及び執行伺い時点の物価により積算された
予定価格

k ：当初契約の落札率

5 その他

特例措置に係る対象労務は「令和 7 年 3 月 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（千葉県）」とする。

新労務単価等の対象です！

令和7年3月1日から、「新労務単価」、「新技術者単価」

が適用になりました。

特例措置

「新労務単価」または「新技術者単価」適用日（令和7年3月1日）以降に契約する工事及び業務で、「旧労務単価」または「旧技術者単価」で積算したものが対象です。

「旧労務単価」または「旧技術者単価」に基づく契約を「新労務単価」または「新技術者単価」に基づく契約に変更するための、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

- ・新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払い
- ・市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をお願いいたします。

※手続き方法や新労務単価等については、技術管理課ホームページで確認できます。

【<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/kendo/sekisan-kijun/sekisan-kijun.html>】



様式-9

記入例
路線河海名 ○○○○線
箇所名 ○○市 ○○

工事打合せ簿

発議者	☒ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	令和〇年〇月〇日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☒ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()		
工事名	〇〇〇〇〇〇工事		
(内容) 特例措置の適用について 本工事は、新労務単価による特例措置の適用工事であり、請負代金額の変更の協議を請求することができる。 変更後の請負代金額 約〇十万円 増額の見込みである。 (本金額は、契約金額ベースである。)			
添付図 葉、その他添付図書 「新労務単価等の対象です！」			
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他	
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☒ 受理 します。 記載例 ☐その他 ・新労務単価等の趣旨を理解し、別途変更協議します。 ・新労務単価等の説明について、理解しました。	
		記入例: 〇〇株式会社	年月日:

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者